

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 事務を処理する市の追加

国有財産法に基づく国土交通省所管の国有財産に係る河川法に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務を処理する関係市を追加することとした。

2 施行期日等

- (1) 令和二年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和元年度
十二月期 一・六七五分分 ↓ 一・七二五分分
- (2) 令和二年度以降
六月期 一・六七五分分 ↓ 一・七月分
十二月期 一・七二五分分 ↓ 一・七月分

第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和元年度
十二月期 一・六七五分分 ↓ 一・七二五分分
- (2) 令和二年度以降
六月期 一・六七五分分 ↓ 一・七月分
十二月期 一・七二五分分 ↓ 一・七月分

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和元年度

十二月期 一・六七五分 ↓ 一・七二五分

(2) 令和二年度以降

六月期 一・六七五分 ↓ 一・七月分

十二月期 一・七二五分 ↓ 一・七月分

第四 施行期日等

1 令和元年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和二年四月一日から施行することとした。

2 第一の(1)、第二の(1)及び第三の(1)は、令和元年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。

2 諸手当の改定

(1) 地域手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 地域手当

地域手当の支給割合について、人事委員会勧告に準じ改定することとした。

(2) 勤勉手当（令和元年度）

再任用職員以外の職員

ア 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・九二五分 ↓ ○・九七五分

イ 特定幹部職員

十二月期 一・一二五分 ↓ 一・一七五分

(3) 勤勉手当（令和二年度以降）

再任用職員以外の職員

ア 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・九二五月分 ↓ ○・九五五月分
十二月期 ○・九七五月分 ↓ ○・九五五月分

イ 特定幹部職員

六月期 一・一二五月分 ↓ 一・一五五月分
十二月期 一・一七五月分 ↓ 一・一五五月分

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当（令和元年度）

十二月期 一・六七五月分 ↓ 一・七二五月分

3 期末手当（令和二年度以降）

六月期 一・六七五月分 ↓ 一・七月分
十二月期 一・七二五月分 ↓ 一・七月分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当（令和元年度）

十二月期 一・六七五月分 ↓ 一・七二五月分

3 期末手当（令和二年度以降）

六月期 一・六七五月分 ↓ 一・七月分
十二月期 一・七二五月分 ↓ 一・七月分

第四 施行期日等

- 1 令和元年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)、第二の3及び第三の3については、令和二年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の1及び2の(1)、第二の1並びに第三の1については平成三十一年四月一日から、第一の2の(2)、第二の2及び第三の2については令和元年十二月一日から適用することとした。

- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額の改定
次の手数料の額の改定を行うこととした。
 - (1) 二級建築士免許又は木造建築士免許手数料
 - (2) 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 令和二年三月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 保証債務の極度額の定め等
 - (1) 連帯保証人として定めることができる者に、住宅確保要配慮者に対する家賃住宅の供給の促進に関する法律に規定する家賃債務保証業者を追加することとした。
 - (2) 連帯保証人（法人でないものに限る。）は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負うこととした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 令和二年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準
無料低額宿泊所の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。
 - (1) 総則
 - (2) 基本方針
 - (3) 設備及び運営に関する基準

2 施行期日等

- (1) 令和二年四月一日から施行することとした。ただし、1の(3)の一部については、令和四年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例

1 流域下水道事業の設置

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、奈良県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置することとした。

2 法の財務規定等の適用

地方公営企業法（以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、流域下水道事業に法に規定する財務規定等を適用することとした。

3 経営の基本

- (1) 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととした。
- (2) 流域下水道事業は、流域下水道（下水道法に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする事とした。
- (3) 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町村（以下「関係市町村」という。）は、次の表のとおりとすることとした。

名称	処理区	関係市町村
大和川上流・宇陀川 流域下水道	第一処理区	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町

吉野川流域下水道	第二処理区	
	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	
吉野川処理区	宇陀川処理区	
五條市、吉野町、大淀町、下市町	宇陀市	

4 重要な資産の取得及び処分

法の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすることとした。

5 議会の同意を要する賠償責任の免除

法において準用する地方自治法の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とすることとした。

6 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

流域下水道事業の業務に関し、法の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が三百万円以上のものとする事とした。

7 業務状況説明書類の作成

(1) 知事は、流域下水道事業の業務に関し、法の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならないこととした。

(2) (1)の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、

十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならないこととした。

ア 事業の概況

イ 経理の状況

ウ ア及びイに掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

(3) 天災その他やむを得ない事故により(1)に定める期日までに(1)の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならないこととした。

8 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

9 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。